

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種法による予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による特定個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、業務委託契約書において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和6年8月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて、住民基本台帳に記録されている者に対し、期日又は期間を指定して定期予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種の実施②予防接種の記録③予防接種済証の発行④健康被害の救済措置⑤未接種者への勧奨通知⑥統計報告資料、データ分析の処理 <p>(※)A類疾病とは、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p> <p>B類疾病とは、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p>
③システムの名称	母子健康管理システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表(14の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 健康増進課
②所属長の役職名	健康医療部 健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成19年3月29日	評価書様式改正にご対応				
令和1年6月28日	公表日	2019/3/29	令和1年6月28日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I-5 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康医療部 保健所 保健予防課	健康医療部 健康増進課	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I-5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	保健予防課長	健康医療部 健康増進課長	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和2年3月31日	公表日	令和1年6月28日	令和2年5月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和2年3月31日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に對し、種目又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて、住民基本台帳に記録されている者に對し、種目又は期間を指定して定期予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和2年3月31日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月26日時点	令和2年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和2年3月31日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年1月26日時点	令和2年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	②法令上の根拠	番号利用法 第19条第7号	番号利用法 第19条第8号	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和5年7月11日	公表日	令和4年3月31日	令和5年7月11日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和6年8月26日	公表日	令和5年7月11日	令和6年8月26日	事後	しきい値判断の結果に伴う再評価
令和6年8月26日	II-3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和6年8月26日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和6年8月26日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和6年8月26日	公表日	令和5年7月11日	令和6年8月26日	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	I-3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表第一(10の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表(14の項)	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	I-4②	・番号利用法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)番号利用法 別表第二 16の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠)番号利用法 別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 (情報照会の根拠)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年7月1日時点	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年7月1日時点	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	II-3 重大事故	発生あり	発生なし	事前	標準化業務のため
令和6年8月26日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	標準化業務のため